

平成22年3月8日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (9名)	1番 松田俊和    2番 原 慎和彦    3番 4番 漆原悦子    5番 中山五雄    6番 矢動丸博文 7番 井上正宣    8番 伊東盛雄    9番 岡 光廣 10番 吉富 隆																																				
欠席議員 (0名)																																					
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>武 廣 勇 平</td> <td>副 町 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>吉 田 茂</td> <td>教育次長兼</td> <td>鶴 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>池 田 豪 文</td> <td>生涯学習課長</td> <td>江 頭 典 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 課 長</td> <td>鶴 田 直 輝</td> <td>総 務 課 長</td> <td>江 口 正 光</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>白 濱 博 巳</td> <td>健康増進課長</td> <td>北 島 徹</td> </tr> <tr> <td>建 設 課 長</td> <td>江 崎 文 男</td> <td>企 画 課 長</td> <td>岡 義 行</td> </tr> <tr> <td>産 業 商 工 課 長</td> <td>渡 邊 昭 秋</td> <td>福 祉 課 長</td> <td>大 隈 忠 義</td> </tr> <tr> <td>文 化 課 長</td> <td>原 田 大 介</td> <td>教 育 課 長</td> <td>川 原 源 弘</td> </tr> <tr> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>福 島 日 出 夫</td> <td>子 ども 安 全 課 長</td> <td></td> </tr> </table>	町 長	武 廣 勇 平	副 町 長		教 育 長	吉 田 茂	教育次長兼	鶴 田 良 弘	会 計 管 理 者	池 田 豪 文	生涯学習課長	江 頭 典 雄	住 民 課 長	鶴 田 直 輝	総 務 課 長	江 口 正 光	税 務 課 長	白 濱 博 巳	健康増進課長	北 島 徹	建 設 課 長	江 崎 文 男	企 画 課 長	岡 義 行	産 業 商 工 課 長	渡 邊 昭 秋	福 祉 課 長	大 隈 忠 義	文 化 課 長	原 田 大 介	教 育 課 長	川 原 源 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 島 日 出 夫	子 ども 安 全 課 長	
町 長	武 廣 勇 平	副 町 長																																			
教 育 長	吉 田 茂	教育次長兼	鶴 田 良 弘																																		
会 計 管 理 者	池 田 豪 文	生涯学習課長	江 頭 典 雄																																		
住 民 課 長	鶴 田 直 輝	総 務 課 長	江 口 正 光																																		
税 務 課 長	白 濱 博 巳	健康増進課長	北 島 徹																																		
建 設 課 長	江 崎 文 男	企 画 課 長	岡 義 行																																		
産 業 商 工 課 長	渡 邊 昭 秋	福 祉 課 長	大 隈 忠 義																																		
文 化 課 長	原 田 大 介	教 育 課 長	川 原 源 弘																																		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 島 日 出 夫	子 ども 安 全 課 長																																			
職務のため 出席した 事務局職員	<table border="0"> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>小 野 清 人</td> <td>議会事務局係長</td> <td>石 橋 英 次</td> </tr> </table>	議会事務局長	小 野 清 人	議会事務局係長	石 橋 英 次																																
議会事務局長	小 野 清 人	議会事務局係長	石 橋 英 次																																		

議事日程 平成22年3月8日 午前9時30分開会（開議）

- 追加日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明
- 日程第1 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の訂正
- 日程第2 議案審議
- 議案第18号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第3 議案第19号 平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第20号 平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第21号 平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第22号 平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第23号 平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第24号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 討論・採決

午前9時50分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。

ただいま、井上正宣議員から上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等の調査に関する決議についてが提出をされました。

上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等の調査に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等の調査に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決をされました。

追加日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明

議長（吉富 隆君）

追加日程第1. 上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等の調査に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番(井上正宣君)

7番井上正宣でございます。

平成22年3月8日

上峰町議会議長

吉 富 隆 様

提出者

上峰町議会議員

井 上 正 宣

上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等の調査に関する決議について

上記の決議(案)を別紙の通り、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

内容につきましては、

決議案第2号

上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等の事務に関する調査を行うものとする。

記

1. 調 査 事 項 (1)上峰町職員採用試験に関する事項  
(2)電気通信事業法に関する事項
2. 特別委員会の設置 本調査は地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により、委員9名で構成する上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。
3. 調 査 権 限 本議会は1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項(及び同法第98条第1項)の権限を、上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等調査特別委員会に委任する。
4. 調 査 権 限 上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中も、なお調査を行うことができる。

5. 調査経費 本調査に要する経費は、1,500,000円以内とする。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ただいま、提出者の説明が終わりました。

お諮りをいたします。

審議の途中ではございますが、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩をいたします。休憩。

午前9時55分 休憩

午前10時7分 再開

議長（吉富 隆君）

休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

お諮りをいたします。

本件については、9人の委員で構成する上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等調査特別委員会を設置し、これに付託し、調査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、9人の委員で構成する上峰町職員採用試験及び電気通信事業法調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

ただいま決定いたしました上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等調査特別委員会については、委員長に井上正宣君、副委員長に岡光廣君を選任したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、委員長に井上正宣君、副委員長に岡光廣君が選任をされました。皆様方の御協力をお願いいたします。

日程第1 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の訂正

議長（吉富 隆君）

日程第1．平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の訂正の件を議題とします。

町長から、平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の訂正の理由の説明を求めます。

町長（武廣勇平君）

おはようございます。平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の訂正、議案の訂正をお願いいたしました。提出に際しまして、十分な精査を怠ったため訂正を必要といたしました。今後は、十分留意していきたいと思っております。どうぞよろしくお取り計らいくださいようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の訂正の件は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の訂正の件は承認することに決定いたしました。

## 日程第2 議案第18号

議長（吉富 隆君）

日程第2．議案第18号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4番（漆原悦子君）

30ページ、款の10．教育費、項の1．教育総務費で、目の6．節の13と15についてお尋ねをいたします。

6月議会に提案された地域活性化経済危機対策臨時交付金、この96,858千円の交付金の中で、小学校、中学校の地デジの整備事業、こちらのほうに4,107千円、これは電子黒板まで入っておりますが、こちらの分が7月の臨時議会で通されたかと思えます。この分についてお尋ねをいたします。

この分で、節の13のほうに、地デジの設計委託料が、小・中学校とも各500千円ずつ上がっております。そして、節の15の工事請負費のほうで、地デジの配線工事の追加予算が補正で計上されております。この分については、地デジ配線工事ということで、7月の時点で数字を上げてあった小学校が1,313千円 済みません、これは配線のほうですけれども、中学校も同じく917千円に、おのおの1,000千円ずつ追加工事をされております。こちらのほうで、最初7月のときに、この数字を提出された根拠、そして、何で今になってこの1,000千円が追加されたのか。

一番聞きたいのは、節の13で委託料の設計委託が今になって500千円が出てきたのか。この分というのは、一番最初にこの数字は出なくてはいけないものだと思います。聞くところによると、地デジのテレビが何で入らないかと聞いたところ、もう皆さんも大分御存じだろうと思うんですが、商品がない、商品がないということですと来ております。この予算が計上されてから、もう既に8カ月たっております。ほかの市町村でも、ほとんどのところが終わっているのに、何でうちは今になって設計が上がってくるのか、この辺の説明をお願いいたします。

それと同時に、12月の補正、4号のときに、委託料と工事請負費等も組み替えもしたり、いろいろしてありますので、その辺、何でそういうことがされたのか、その辺の理由をお聞かせください。

教育課長（大隈忠義君）

地デジの配線工事の委託料、また工事請負費ということで今回お願いしている分でございますけれども、工事につきましては、2月に一応工事を発注するというので、業者説明会をいたしまして、その中で、現地を見てもらって見積もりを出していただくというふうな手続をとりました。

その中で、学校等を一応、配線の確認をしていただきました中で、見ただけではわからないというふうな、かなり複雑なことで、中身がわからないというふうな業者からの指摘を受けまして、改めて調査設計をして地デジ配線工事に臨むというふうなことで、今回、委託料、また工事請負費に追加的に予算を計上させていただいております。

この分につきましては、県のほうとも打ち合わせをしまして、繰り越しというふうな形で進めておるところでございます。

以上です。

4番（漆原悦子君）

今の回答では、配線確認、複雑でよくわからないと業者さんから言われたということで確認をするので設計委託をしたということなんですが、これが通ったの7月ですね。その間、何をされていたでしょうか、この件を教えてください。

教育課長（大隈忠義君）

地デジの配線工事につきましては、国の予算の配当というのが12月の中旬に交付内示がありまして、その間につきましては、国としても、まだ補助が出るか出ないかわからないというふうなことで、県のほうと協議をしてみました。そういった中で、7月に配線工事の工事費を計上させていただいておりますけれども、この工事につきましては、見積もり段階で、この分でいけるというふうなことで計上をさせていただいておりますけれども、先ほども申し上げましたように、実際、見積もりをとる段階におきましては、なかなか中身的にもわからないというふうなことで今回計上させていただいております。

その間、どういったことをされていたかということですが、実際、工事的にはこれできると、工事請負費のみでできるというふうなことで考えておりました。その辺、実際、内部的に調査が甘かったかなというふうなことで反省をしているところでございます。

4番（漆原悦子君）

この分は、「甘かった」で今言われて、それと同時に県のほうの許可がもうおりて明許繰り越しという話をされておりますが、明許繰り越しを認めてもらった、認めてもらえていないという問題ではないと思うんですよね。7月の時点で、実際にこの書類が上がってきて、急がれたかもしれませんが、その間、9月議会でも質問が出ていますし、途中で交付金の流れの説明も、議会のほうでも決算特別委員会等の中でも随時質問が出たと思います。状況報告はされたはずですよ。そういう中で、私たちはそういう報告は受けておりません。

そして、この917千円は、中学校が917千円が配線工事、小学校が1,313千円ということで上がっているんですが、この見積もりが甘かったと言われるんですが、数字を出されたからには、それなりの算定基礎があったと思うんですよ。ですよ、このときに。どういうやり方でこの数字を出されたんでしょうか。

教育課長（大隈忠義君）

配線工事につきましては、これも業者の方から、一応見積もりをいただいております。そういった中で、小学校1,313千円、また中学校917千円という業者からの見積もりというふうなことで、これによって計上をしておるところでございます。

4番（漆原悦子君）

そしたら、そういう流れの中で、設計委託が3月になるというのも、やっぱりおかしいんじゃないですか。その間、ずっとやれると思って踏んできてあって、そして、「テレビもない」で、「皆さんからどうなった、どうなった」で、決算特別委員会等でも言われていますよね。そういう中で、それだけでないで全部通してこられたと思うんですよ。私たちも結構してきたと思うんですよ。そういう中で、普通は、設計があって初めてこれがスタートするんであって、設計と、この工事が一緒に来るからこそ、問題がいつも起きるわけじゃないですか。設計価格が出て、初めて工事価格が出るんじゃないですか。もう今最後ですよ。明許になるとしてありますけれど、これで数字がまた変動するということもまた出てくる可能性もあるんですか。

教育課長（大隈忠義君）

実際、ここで委託料、また工事請負につきましては補正をお願いしているところでございますけれども、配線工事につきましては、我々も今のところ幾らかかるかというのが実際わかりません。今言われましたように、調査設計をしてみないと金額がわからないというふうなことで、そういったことで、今回こういった形をお願いをしているところでございます。

4番（漆原悦子君）

わかりませんという言葉が結構出てくるんですけども、設計をして初めて工事をするのが基本となっているわけですよ。金額も多いわけですよ。そういう中で、ありません、ありませんで来て、よその市町村は、もうテレビも入って、きちんとなったというのを結構私も聞いております。「おたくまだ入っとらんとですか」と言われているわけですよ。「テレビがないて言いよんしゃっですもんね」という話をすると「えっ」と言われるわけですよ。その点、この小さな1つのことにして、テレビ1つにしても、地デジの配線にしても、対応が遅いと思いませんか、教育委員会として。答弁をお願いします。

教育課長（大隈忠義君）

テレビの購入につきましては、この配線工事とあわせてテレビを購入するというふうなことで当初考えておりました。実際、配線ができないと、テレビを入れても見られないというふうなことで、そういったことで、時期的にはおくらせてきまして、実際、テレビ購入につきましては、仕様書等をずっとつくる必要がありましたので、それにかなり時間を置きました。そういった中で、業者さんのほうの意見を聞いたところ、今の段階ではというふうなことで、1月ぐらいでしたけれども、今の時点で入札されてもテレビの入ってくるのはもう3月以降ですよというふうなことでございましたので、そういったところも踏まえまして、県とも協議をしていった中で、これにつきましても繰り越しというふうなことで、実際、テレビの購入につきましては、現在、現説をしまして、11日に一応入札というふうな形をとっているところでございます。

よそよりも遅かったということですけども、地デジの配線工事と備品の購入というふうなことで、この辺も関連しておりますので、工事ができてからテレビを購入したいというふうな、これも我々の考えが甘かったかなと思っているんですけども、配線工事、また備品購入とテレビの購入というのを一緒にしていきたいというふうな考え方を持っておりましたので、そういったことで、特に配線工事につきましては、いざ発注をしたいというふうなことで計画をしましたがけれども、先ほど申しましたように金額が出ないというふうなことになりましたので、何回も申しますけれども、このような形をお願いをしておるところでございます。

4番（漆原悦子君）

もう何度言っても同じかもしれませんが、8カ月間、お金があるわけでしょう。お金があってやれないというのは、基本的に教育委員会の怠慢ですよ。そう言われてもしょうがないと私は思っております。

それと同時に、今まで工事ができないから、テレビが納入できませんとお聞きしたことはありません。今初めてお聞きしました。今まではテレビがないから、このまま明許繰り越しという話をずっと聞いてきました。

それと同時に、約190,000千円からの交付金が来たときに「余った分はほかに使おう」と



言って、皆さん一生懸命企画と調整して、「きちんとやっております」という回答をずうっと私たち議員はいただいていると思うんですよ。そういう中で、ずうっとあの耐震にしてもしかりですよ。減が出たのはありがたいんですが、30,000千円からの数字の変動ですよ。もうちょっとしっかり内容を確認して、数字を詰める必要があったんじゃないですか。せつかくのお金ですよ。このお金、有効活用しなくちゃもったいないでしょう。明許できるからいいよと、そういう問題でもないと思います。しっかりしていただきたいと思います。

これで終わります。最後に一言、言ってください、教育長。

教育長（吉田 茂君）

4番漆原議員さんの御指摘、大変ありがとうございます。

私どもも、十分マスコミが申しているとおり、地デジの時代になるということを心得て、一生懸命取り組んできておりました。かつ、また国の予算もつきましたので、この際という表現は悪いんですが、多額の金額にもわたることですので、非常にラッキーに思っていました。取り組んでおりましたけど、やや私どもの工事の進捗状況に対応する、仕方がまずかったと、今深く反省しております。

県のほうにも、再三、国の予算であるだけに、一層緻密に指導を仰ぎながら、繰り越しの可能性を認めて今回に至っているような状況です。期間が延びていることは、本当に御指摘のとおりでございます。深く謝ります。今後、もっともっとミクロな形で仕事が進捗できるように、一同頑張っていきますので、よろしくこの分は御了承ください。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はありませんか。

2番（原楨和彦君）

今の関連質問でございますけれども、教育課長、今度また新たに500千円の設計委託料を計上されておりますが、その中でも答弁において「工事費が幾らかかるかもわかりません」という中で工事費1,000千円と。町長、私は、この6月の議会のときに、耐震のときの設計の委託料と工事費について厳しくやっておりますよね、御存じだと思います。補正予算が否決されたときの案件なんですよ。実施設計をせずに、設計予算とまた同じような形で工事費が上がってきているじゃないですか。設計予算というのは、7月にもうやっているんじゃないですか。それを、今までされませんでした、されませんでした云々でなくて、新たに、今度500千円設計の追加ですよ。そして、工事費の1,000千円と。今、課長答弁の中には、工事費は幾らかわかりません。1,000千円という根拠を出してくださいよ。町長、そのあわせたところでの答弁をお願いします。

済みません、一言つけ加えさせてもらっていいですか。

こういったような予算要求、そういったもろもろについての姿勢がまずなっていないということを私は言っております。

以上です。

町長（武廣勇平君）

ただいま、担当課長が申しあげましたとおり、遅滞が見られましたことにつきましては、仕様書の作成等で時間がかかったということでございます。

また、電気工事の性格上、詳細な把握ができなかったということも申しあげられましたとおりでございます。

以上です。

2番（原楨和彦君）

そこまでは認めますよ。私が言っているのは、わからないのに何で工事請負費の中に1,000千円上げているんですかと。これは、同じことを6月の議会、第1回の補正予算の否決のときに、耐震のときに私言っております。同時に上がってきているから、そのとき答弁したのは川原課長ですよ。同じじゃないですか。だから、これはこういった事情でこうだから、何で内容説明のときにきちっとやらないんですか。見つけ切らんならそのままずっと行くというような考えですか。そういったことじゃないと思いますが、いかがですか、町長。

町長（武廣勇平君）

ただいま申しあげましたとおり、電気工事の性格上、その詳細な把握ができなかったということを申しあげられました。

以上です。

2番（原楨和彦君）

もう言われていることはわかりますよ、当時。私が、何でここにこだわるかということは、やはり仕事なんですよ。物をつくる、また工事を頼む、そういったときには、まず設計委託するでしょう、設計を。設計を委託して、これをやるからには幾らかかりますよと、ですよ。何の工事でも、町長、あなたのところにそういったもろもろが来て、最終的な入札価格の予定価格は町長決めていると思うんですよ。それを何で決めますかと、ですよ。当然、そういった仕事をするために設計をして、これだけ金が要るんだと。だから、その工事をするには、これだけの工事請負費の計上が出てくるんですよ。だから、それを私は6月議会のときにも、きちとした流れの中で仕事をしてくださいよということで耐震の設計委託料と工事費の同時計上について言いましたですよ。それがまた同じ形で出ているじゃないですか。でしょう、違いますか。

しかも、この中においては、当時、7月に設計料を組んでおります。いろんな条件が、今言われたようなこと、わかります。今度また500千円追加で上がっております。上がっていますよね。そこまではいいんですよ、それだけかかるということで要求されているなら。その後、それで出てきて初めて工事の金が出てくるんじゃないですか。その工事の金を、ここに1,000千円で上がっているんですよ。この根拠はどこから出ましたかということは、6月

と今回も一緒なんです。

だから、これには明許繰り越し、いろいろございますので、どうしてもこれだけという提案の理由説明があっておればわかりますよ。矛盾点を初めて言われて、それから、いや、言いわけばかりは通りませんよ。だから、こういった事務処理はやめてほしいというのは、6月私が言って、また同じだからおかしいと言っているんですよ。それについてどう、町長。

町長（武廣勇平君）

2番議員のおっしゃるとおり、遅滞については仕様書の作成に時間を十分かけたかったという課長の申し上げとおりで、さらに、以前御指摘いただきましたとおり、見積もりの基礎というものを業者をお願いしたということで申し上げられましたが、その算定基礎が電気工事の性格上、出すことが大変難しいことだということで課長が申し上げたとおりでございます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

執行部は、質問に対して、もう少し明確に。今の件は、1,000千円の根拠をお尋ねでございますので、きちっとした形で答弁をしていただかないと、できないんじゃないですか。

町長（武廣勇平君）

私も、詳細について詳しく把握はしておりませんが、今課長の申し上げた説明のとおりだと思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ちょっと待ってよね。執行部は何で質問に対して明確に答えられないの。こういうことじゃ、審議は前に進められないよ。

町長（武廣勇平君）

すべてを正確に把握した上で御答弁したいんですけども、私も詳細を、すべてを把握しているわけではございませんので、今申し上げたとおりのことでお答えするしかないという状況です。

以上です。

教育課長（大隈忠義君）

今回、1,000千円、小・中学校とも工事の増額というふうな形でしております。この件につきましては、先ほど申しました幾らかかるかわからないというふうなことで、私、今答弁いたしましたけれども、根拠的には、よその市町村、よそがどのくらいぐらい、よその町村の関係等も一応お聞きしました中で、古い校舎等については二、三百万円はかかりますよと。配線が新しいところでは500千円程度でもいいですよと。ただ、うちの小・中学校につきましては、もう約三十何年たっておりますので、そういった中でかなりの金額が出てくるの

じゃなかるうかと。

また、うちのほうで見積もりをお願いしました業者さんにつきましても、実際どのくらいかかるんですかというふうな話もしましたけれども、かなり古いからわからないというふうなことで、今回1,000千円と。

また、明許繰り越しをする中でも、こういったことで繰り越しというふうな形で県とも協議しました中で、やっぱりある程度の金額は計上しなければならないというふうなことで工事請負費、また設計につきましても明許繰り越しをするということがありますので、ここで計上をさせていただいておるところでございます。

以上です。

2番（原楨和彦君）

言われるとおり、わからない、わからないの一点張りで1,000千円を頭出しみたいな形で出しているというふうなことじゃないはずなんですよね。

工事費1,000千円、設計料500千円足せば1,813千円になりましょう。6月の補正のときと今回と合わせれば1,800千円何ぼになるでしょう。1,813千円ですか、設計費がですよ。そして工事費が1,000千円。ちょっと私納できませんが、そこら辺のことをもう一度しっかりとお願いします。

教育課長（大隈忠義君）

当初、小学校につきましては1,313千円の工事金額を計上しておりました。実際、この金額で見積もり会を、面接をいたしましたけれども、先ほども言いましたように、金額が出せない。しかし、かなりの金額がかかれますよというふうなことでありましたので、かなりというか、今の金額ではだめだろうというふうな業者さんの意見を聞きましたので、また、そういった中で、先ほど申しましたように、他の町村の現状も聞き及んだ中で、今回、小・中学校とも1,000千円を増額して、工事請負費を計上させていただいたというふうなことでございます。

議長（吉富 隆君）

執行部の御答弁が答弁にならないようでございます。これは、きちっとするべきであると判断をいたします。

そういった中でございますので、議案審議の途中でございますが、暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩をいたします。休憩。

午前10時40分 休憩

午前11時15分 再開

議長（吉富 隆君）

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

ほかに御質疑はございませんか。

5番（中山五雄君）

7ページをお願いします。

款の13の国庫支出金、目の2の教育費国庫補助金、説明の欄の安全・安心な学校づくり交付金。これは減額の14,949千円となっておりますけれども、いろんな事件、事故が多い中で、何でここを削られたものか、その辺の説明をお願いします。

教育課長（大隈忠義君）

安全・安心な学校づくり交付金、3月の14,949千円でございますけれども、この分につきましては、学校の耐震工事の部分でございますして、当初小・中学校合わせて92,000千円程度の予算をお願いして報おりました。それが、実施設計が終わりました段階で約62,000千円程度になりましたので、入札減によりますところの14,949千円を減額させていただいたところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

これは耐震工事の分ね。（「はい」と呼ぶ者あり）済みません。

議長（吉富 隆君）

答弁よろしゅうございますか。中山議員、答弁要らんですか。

5番（中山五雄君）

いや、要ります。

教育課長（大隈忠義君）

この分は、耐震工事の分でございます。先ほども申しましたように、92,000千円から61,000千円の実施ということで、30,000千円の減額になっております。そういった中で2分の1の補助金ということで、14,949千円を減額させていただいたということでございます。

5番（中山五雄君）

そしたら、この書き方がおかしいですよ。これだけ見たらそんなふうにとれんですもんね。安心・安全な学校づくり交付金としか書いていないものですから、非常にわかりにくいんです。

教育課長（大隈忠義君）

この教育費国庫補助金が、申請するときの名目が安全・安心な学校づくり交付金というふうな名目になっておりますので、こういった形で計上をさせていただいたということで御理解を願いたいと思います。

5番（中山五雄君）

そしたら、この一番最後に括弧書きで、耐震工事なら耐震工事で書いておけば、非常にわかりやすいんですけども、今後はそのようにできないものですかね。

企画課長（北島 徹君）

わかりにくいという御指摘でございましたので、今後、わかりやすいような括弧書き等をこちらのほうでできるものか、ちょっと検討をさせていただきたいと。できるようにしたいとは思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

7番（井上正宣君）

27ページ、款の土木費の中で、目の1.用悪水路費、これは7,000千円上がっておりますが、もうちょっと地図、位置図と詳細をもうちょっと詳しくお願いいたします。

建設課長（江崎文男君）

ただいま御質問の中で、位置等の部分がどこら辺の工事費ということかということで御質問いただきましたけれども、場所におきましては、三上地区の南のほうに西峰の畑地帯がございます。あの畑地帯の中に3本ほど用悪水路がございます、今回上げている分につきましては、西峰団地の南の宅地がずっとあるんですけども、その宅地の分の排水が一番南のほうの、ここに上げています排水路のほうにすべて流れているような状態でございます。よって、今現在、集中豪雨等におきましては、三上地区の南あたりの宅地等がはんらんしておりますので、そのすぐ下流でございます、今回要望しております西峰地区の水路、延長としては、約300メートルほどあります。一番終点につきましては、三上処理場のすぐ東あたりに出ていますところの場外水路まで来ている分の300メートルの西峰地区の排水路の整備ということで今回計上をお願いしたいところでございます。

以上です。

7番（井上正宣君）

それでは、後で結構ですが、図面、位置図ですね、提出をお願いしたい。

建設課長（江崎文男君）

図示いたしました図面を皆様にお配りしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

ほかに御質疑はございませんか。

4番（漆原悦子君）

これは確認で結構です。24ページの款の6、農林水産業の項の1.目の12のほうで、繰出金がマイナスで1,492千円上がっておりますので、これは明許が絡んでいると、3,000千円、きめ細かな分の絡みがあるかと思いますので、この辺の説明をきちんとしてください。

建設課長（江崎文男君）

ここにありますが繰出金につきましては、農業集落排水特別会計の繰出金ということで、減の1,492千円あります。御指摘のように、今回3,000千円の交付金関係がございまして、それにつきましては、農業集落排水事業の中の修繕費ということで、今回交付金については使わせていただく計画をしております。それを含めたところでの今回は繰出金としては、減の1,492千円ということでございます。

以上です。

4番（漆原悦子君）

先ほどから内容がなかなかわからないという質問が結構出ているんですが、この分に関しても、でき得れば、この内容を補正の内容説明のときに一言説明をしていただけると、今後、こういう部分に関しては、詳細は細かく差し引きの状態になっていますので、その辺は配慮して執行部のほうも説明をしていただきたいと思いますので、検討してください。

企画課長（北島 徹君）

今、御意見が上がっておりますので、そのようにしたいというふうに思います。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

5番（中山五雄君）

31ページの款の10の教育費、節の15の工事請負費、説明欄の小プール防水改修工事4,935千円上がっておりますけれども、これは今度、あそこの道路の拡幅で工事が、プールのところがかかったと思うんですが、それに伴っての防水の改修工事なのか、その辺の説明をお願いします。

教育課長（大隈忠義君）

この防水工事の改修工事でございますけれども、もともと水漏れというふうなことで、プールの補修ということを小学校のほうから言われておりました。こういったことで、今回、全体的に防水工事をし、改修していくということで予算を計上させていただいているところでございます。この分につきましても、繰り越しというふうな形で持っていくということで財政と打ち合わせをしておるところでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

これは何年か前に補修はやらなかったんですかね。

教育課長（大隈忠義君）

防水工事ということで、部分的にはある程度しておりますけれども、今回におきましては、もう全体的に防水工事をしていくというふうな形で4,900千円という金額を計上させていただいているところでございます。

5番(中山五雄君)

これは部分的にやられたということで、部分的に何年前に幾らかかってやられたものか。

教育課長(大隈忠義君)

何年前というのは、今ちょっとわかりませんので、後で資料を提出させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

5番(中山五雄君)

その補修を部分的にやるときに、それが何年もてるかということで、大してもてないんだったら、最初から全面的な改修工事を行ったほうがよくないかなと、その辺の検討をされたものかどうか、答弁をお願いします。

教育課長(大隈忠義君)

部分的な改修というのが、要するに通路際とかにひび割れがあったりとかいうふうな形での改修をしております。

今回につきましては、プールの中、もう全体ですけれども、中の底のほうから防水工事をやり直すということで、シートの張りかえ等と、中のシール張りかえからするところの防水工事というふうなことで計画をしております。

5番(中山五雄君)

ひび割れ、クラックが入っていたということで、これはこの前、道路の拡幅云々のときに小学校のプールの南側に矢板を打ったですよね。その打った影響でクラックが入ったということはあってないんですか。

教育課長(大隈忠義君)

私も以前、教育課に来る前に、この担当をさせていただいたことがありますけれども、そのときの改修工事というふうな形で、周りのひび割れ等があった部分を改修した経験がございます。そういったことで、今回につきましては、プールの内部という形よりも、外側のクラック等は補修をしていただいておりますということ認識をしておりますけれども、何回も申し上げましたように、もともと内部的なひび割れというのがございましたので、その辺がだんだんひどくなったというふうなことで、学校側からも要請がっておりますので、今回お願いをしているところでございます。

5番(中山五雄君)

クラックがひどくなったということで、今度、建設課長に聞きますけれども、あそこの拡幅をされたとき、検査をされたときに、プールの中まで影響があっていないか検査をされたものかどうか、その辺、答弁をお願いします。

建設課長(江崎文男君)

西峰東西2号線の改良工事のことだと思いますけれども、今年の梅雨どきだったと思いますけれども、一応改良工事が終わりました、1カ所あたりぐらいから、矢板の継ぎ目から、



水が道路のほうに飛び出しているという情報が、こちらに連絡がございましたので、そこから辺で、その後にプール等の調査等も行いました。それで、一応その原因については、最終的な原因ははっきりはしないんですけれども、プールを空にして、それをプールの中に水を入れて、満タンにした状態では水が出てこないと、ただし、プールから越水する。要するに小学校のほうで、1回プールの水を入れて、その越水するまで、実際ではとめなければいけないものを1回小学校のほうで忘れていたということで、プールの水が越水した事実がございます。越水した水が、プールサイドの小さな側溝のほうに流れますけれども、越水した場合について、どうも矢板のすき間から水が出ているようでございます。よって、その越水しない状態、プールに満水した状態では、こちらのほうに水が来なくて、越水した水が、どうもその側溝に伝わって、排水口のどこかにそういうふうなクラック等があるんじゃないかなという感触はあります。よって、小学校のほうにもこの予算等を使って、プールサイドのずっと底の部分を1回中をちょっと調査して、どの部分が原因で水が行っているのかというのを調査しながら、それもまた、この工事の中で一応補修をしていきたいと思っておりますけれども、先ほど言いましたとおり、越水した水が、どうも道路のほうに行っているようでございます。

以上です。

5番（中山五雄君）

結構です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

9番（岡 光廣君）

26ページをお願いします。土木費のほうですけれども、工事請負費が2,346千円、西の川浚渫工事ということで、これは以前、場所についての確認をまずしておきたいと思っておりますけれども、工事の内容について、まずお願いしたいと思っております。

建設課長（江崎文男君）

今回の西の川浚渫工事ということですが、西の川につきましては、上峰町としては、準用河川の一応認定河川であります。場所につきましては、三上の処理場の外周の水路から下流のほう、要するに吉野ヶ里町と上峰町との境をすところの河川でございます。

今回、しゅんせつ工事というのは、神埼 - 北茂安線、県道がございますけれども、県道から下流、そして、一番最後は県の河川の六地蔵川までの約400メートルの区間のしゅんせつ工事と。

今の現状を申し上げますと、体積的に約1メートル近くの体積があります。よって、その体積が原因で、雨季につきましては、集中豪雨時については、その集中豪雨、降った雨が越水して、隣接の三田川町の曾根地区のほうに越水している状態が、ここ数年続いております。

そのようなことで、吉野ヶ里町の曽根地区からの要望等もございまして、また、毎年やっています環境パトロールの中でも地区のほうからの要望が出ておりましたので、今回、その県道から六地蔵川まで準用河川の西の川のしゅんせつということで、約400メートル分を今回計上しているところでございます。

以上です。

9番（岡 光廣君）

この工事につきましては、吉野ヶ里町との協議の結果というふうに思うわけですが、この分について、この河川というのが上峰町と要するに吉野ヶ里町との両方、いろんな境界面等もあるというふうに思いますけれども、この経費そのものは、要するに両方協議した結果、まず経費負担ですけれども、単独で工事をやるものか協議してこれだけの金額になったか、その辺を確認したいと思います。

建設課長（江崎文男君）

協議につきましては、吉野ヶ里町のほうと協議をいたしております。結果的には、現在、先ほども申し上げましたとおり、西の川につきましては、準用河川の西の川ということで、上峰町での一応認定河川でありますので、河川法から申し上げますと、上峰町の管理という観点から、今回、この金額については、上峰町ですべてしゅんせつ工事をするという中の金額でございます。

9番（岡 光廣君）

この分については、上峰町の管理下ということで結構というふうに思います。この分も西峰団地の用悪水路の整備に伴って、これと一緒に図面を出していただくようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

7番（井上正宣君）

一般質問でこれは質問しようかと思っておりましたが、この議案審議の中で質問したいと思いますが、総務管理の中で、以前にも私言っておるんですが、この予算書を見ると、片面コピーですね。これは危機感があれば、両面コピーで、これは半分ぐらいにしていれば、重さも軽いし、経費も少なくなるといようなことは以前申しておりましたし、けさの状況を見ると、余り節約して、コピー機のトナーがなくなってしまって動かせないような、そんな節約方は、私はおかしいんじゃないかと。そういうのはきちっと管理をして、そしてこういったところの経費を少しでも浮かすような、そういった危機的感覚があっほしいなと思っておりますが、町長いかがですか。

町長（武廣勇平君）

御指摘の点も踏まえまして、皆様のコンセンサスができ次第、そういう対応をしていきたいと思っております。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第19号

議長（吉富 隆君）

日程第3．議案第19号 平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第20号

議長（吉富 隆君）

日程第4．議案第20号 平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第3号）、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第21号

議長（吉富 隆君）

日程第5．議案第21号 平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第21号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第22号

議長（吉富 隆君）

日程第6．議案第22号 平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第2号）、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第23号

議長（吉富 隆君）

日程第7．議案第23号 平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第24号

議長（吉富 隆君）

日程第8．議案第24号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8番（伊東盛雄君）

まず、歳入で負担金73,000千円補正して、分担金及び負担金5,895千円の補正になっていますが、この負担金は、どのように使途をされているか、まず伺います。

建設課長（江崎文男君）

この負担金につきましては、新規加入負担金でございます。基本的には新規加入負担金につきましては、公債費のほうの元金に充てるということに決めておりますので、今回3,000千円の新規加入金につきましては、元金への償還に充てておるところでございます。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

歳入のところですね、繰入金を減額して、トータルで1,565千円、これはいわゆる負担金から差し引いているんじゃないですか。

建設課長（江崎文男君）

この3,000千円につきましては、先ほど回答いたしましたとおり、公債費のほうの元金に充てております。ページ数といたしましては、歳出のほうの4ページをお願いしたいと思います。4ページの3の公債費、項の1の公債費ですけれども、ここに1．元金と2．利子というものがございます。この利子につきましては、補足説明の中で御説明したとおり、資本費平準化債が9月に借り入れしましたので、9月から3月までの一応率ということで、524千円上げているところでございます。

その上の1の元金ですけれども、補正額がゼロとなっておりますけれども、ここにつきましては、うちのほうから財政サイドへの要望と要望書の中に、負担金につきましては、元金に充当するという事になっておりますので、分担金の3,000千円を増額して、繰入金の3,000千円を減にするということで、補正時点については、そのような形でうちのほうか

ら提出しているところでございます。しかしながら、予算書の、ちょっとシステムの形なんですけれども、要するに分担金については、そこにあります特定財源のその他の中に入ってくるようになっております。

また、一般会計の繰入金についても、その特定財源のその他の中に入ってきますので、そのその他の中の3,000千円の分担金とマイナスの繰入金の操作が、その中のほうでできているような形になっておりますので、今回、この4ページの公債費の中の元金のところには、その分の数字があらわれてきておりません。しかしながら、こちらから予算要求をする時点では、先ほど言いました分担金を元金に充てることで、繰入金のマイナスということになっておりますので、そこで初めて今回、この元金のところが、この予算書の中であらわれてきているということになります。ただ、先ほど言いました、その他の中での操作で補正がゼロという形になってきますので、非常にわかりづらいかと思いますけれども、一応この元金の中の特定財源、その他の中での操作がされているということで、御理解を願いたいと思います。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

この予算書では、今説明されたような形では、全然見えないわけですね。ただ、基本的には加入金は資本投下の返済金、または設備工事代、そういうものに回すべきであって、ただ、予算書ではそういう面が全然出てこないんですよ。だから、その辺を明らかにするような予算書のつくり方はできないんですか。

企画課長（北島 徹君）

4ページ、先ほど建設課長が申しあげました4ページの3の公債費、項の1．公債費、目の1．元金ですけれども、この中で補正額ゼロというふうに出てきております。これにつきましては、建設課長が説明申しあげたように、数字の入れかえをやっているということで、ゼロが上がってきております。その右側の特定財源、その他、詳しく申し上げますと、ここに3,000千円と の3,000千円が来ると、そういうことで、今回たまたま同数の数字がありましたものでここにこのようなゼロということになっております。

こういうことが今後もあるかもしれませんので、特にその用途について限定をされているというような分担金につきましては、今後明らかに明示をして、わかりやすくしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第9 討論・採決

議長（吉富 隆君）

日程第9 討論・採決。

議案第18号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたします。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時15分 散会